確　約　書

株式会社協和エクシオ（以下「甲」という。）及び株式会社ネクストジェン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２０年１月１０日割当予定の乙株式４２２，０００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２０年１月１０日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

２０２０年１月７日

甲　東京都渋谷区渋谷三丁目２９番２０号
株式会社協和エクシオ
代表取締役社長　舩橋　哲也

乙　東京都港区白金一丁目２７番６号
株式会社ネクストジェン
代表取締役社長　大西　新二

確　約　書

株式会社タカコム（以下「甲」という。）及び株式会社ネクストジェン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２０年１月１０日割当予定の乙株式７８，０００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２０年１月１０日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

２０２０年１月７日

甲　岐阜県土岐市下石町字西山３０４番地７０９
株式会社タカコム
代表取締役社長　中尾　正人

乙　東京都港区白金一丁目２７番６号
株式会社ネクストジェン
代表取締役社長　大西　新二